

令和6年7月1日

総務省情報流通行政局 情報流通振興課  
情報流通適正化推進室 御中

一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構

デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会・  
とりまとめ（素案）への意見、質問についてのご依頼について（回答）

平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令6年6月27日に貴省からご依頼を賜りました、とりまとめ（素案）（※）への  
意見、質問について回答を申し上げます。

なお、本回答については、会合の参考資料として掲載のみを希望いたします。

※資料24-1 とりまとめ（素案）（第1章～第6章（「制度的な対応」を除く））

## 記

### 【意見】

- (a)問題・弊害の特定が正しく、具体的に行われていなければ、その問題に対する処方箋を書くことは不可能です。
- (b)マルチステイクホルダーによるアプローチが採られるべきことは歓迎します。しかし、真に求められるのはマルチステイクホルダーによるホリスティック（※）な手段での対応であり、このことを無視してプラットフォームに対して過剰な責務を期待するのであれば、それは不適切と考えます。  
※全体論的、総合的
- (c)表現の自由に係る重大な政策に係る議論であり、こうした議論は徹底して科学的な研究に基づき行われるべきです。まず行われるべきは研究の推進とそれに基づく弊害の特定です。欧米における議論では徹底してこの立場が採られています。
- (d)現在示されている提案はそれらがもたらすかもしれない副作用への懸念・考慮を欠いているように見え、この点について強く危惧します。
- (e)偽誤情報の問題はスキャン・詐欺の問題とは異なります。どちらも対応が必要であることは言うまでもないが、これらを混同した議論はそれぞれの解決への近道を遠ざけてしまうことを強く懸念します。

(f)ひとくちにプラットフォームサービスと言えど、そのサービスは区々であり、ビジネスモデルも異なっており、さらにはこれらを前提にして、本件問題への対応も異なるアプローチが採られている。このことは、本研究会が出そうとしている提案の内容がプリスク립ティヴ（※）になればなるほど、各社での実施が不可能になることを意味することに留意する必要があります。

※規範的

(g)貴省が行うべき議論は、問題・弊害を特定し、目指すべき達成可能ゴールを設定し、その達成に向けてマルチステイクホルダーがそれぞれ採れるホリスティックな手段を洗い出し、設定された達成可能なゴールに向けて各ステイクホルダーが自主性を発揮しながら自己のサービスに合った手段の採用を許容し、インセンティブを挫かれることのないように対策を促すことではないかと考えます。

(h)弊機構の行動規範の策定については、本素案 153 及び 154 ページに記載のとおり経緯をお示ししているところ、どのような根拠により、同 149 ページの記載振り（事業者団体による行動規範の策定に係る部分、以下「行動規範に係る記載」という。）となったのか、ご説明をお願いします。

なお、「行動規範に係る記載」については、153 及び 154 ページの経緯を踏まえた修正または削除していただくことが適当であると考えます。

(i)スタートアップによる新たなビジネスの創造を阻害するようなことにならないよう、制度化にあたって配慮をお願いします。

以上